

令和8年度夏休みいきいきこどもクラブ 申込の手引き

※申込前に必ずご確認ください。

目次

1. いきいきこどもクラブの概要…………… p.2
2. 入会の要件…………… p.2
3. 必要書類…………… p.2
4. 利用料とおやつ・教材費…………… p.3
5. 夏休み中のクラブ利用について…………… p.4
6. 辞退（利用開始日前にやめる場合）・退会（利用開始日後にやめる場合）…… p.4
7. その他（注意事項等）…………… p.4
8. よくあるお問い合わせ…………… p.5-7

1. いきいき子どもクラブの概要

児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）です。保護者の就労等により、継続的に放課後保護者と過ごすことができない児童に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

2. 入会の要件

同一世帯の18歳から69歳の方 全員 が次のいずれかに該当すること

- (1) 月～金のうち3日以上、午前8時から午後6時までの間に4時間以上継続して勤務していること
- (2) 長期疾病などにより児童と過ごすことができないこと
- (3) 長期にわたり、親族の介護・看護などにより児童と過ごすことができないこと
- (4) 産前3か月産後3か月の期間にあること

※土曜日の利用を希望される場合には、同一世帯の18歳から69歳の方全員が土曜日に継続的に就労していることなどが要件です。

3. 必要書類

必要書類の様式は、市役所（支所・出張所を含む）窓口でも配布しており、ホームページに掲載していますので、ご確認ください。また、電子申請のため、必要書類はスキャンデータや撮影したデータを添付してください。なお、原本を確認させていただく場合がありますので、申込後も保管しておいてください。

※同一世帯のご家族全員分（18歳から69歳の方）が必要です。

被雇用者 (パート・アルバイトを含む)	・ 在職証明書 ※ <u>3か月以内に発行されたもの</u>
自営業	・ 申立書「1 自営業」に記入したもの ※確定申告書の写し等の確認をさせていただくことがあります。
産前産後	・ 申立書「4 その他」に出産予定日を記入したもの ・ 母子手帳（表紙と出産予定日のページ） ※産前3か月から産後3か月までが入会の対象期間です。
疾病・障がい	・ 申立書「4 その他」に診断名を記入したもの ・ 医師の診断書等（コピー可） ※ <u>3か月以内に記入されたもの</u> ※療養期間が入会できる期間です。
介護・看護	・ 申立書「3 看護（介護）」に記入したもの ・ 介護保険被保険者証（要介護区分が入っているもの） または 身体障害者手帳等 または 医師の診断書
学生	・ 申立書「4 その他」に学校名を記入したもの ・ 学生証 ※小・中・高校は不要です
農業	・ 申立書「2 農業」に記入したもの ・ 農作業従事内容予定表 ・ 出荷証明等の営農されていることがわかる書類 ※確定申告書の写し等の確認をさせていただくことがあります。

※書類の内容に不備がないか、提出前に十分ご確認のうえご提出ください。

4. 利用料とおやつ・教材費

※利用料は、出欠にかかわらず、1日でも在籍している月分をお支払いいただきます。

	利用料		おやつ・教材費
利用期間	月～金 18時まで	6,000円	3,000円
	月～金 19時まで	7,400円	3,000円
7/21～8/25 (7月から利用)	月～土 18時まで	9,000円	3,600円
	月～土 19時まで	10,800円	3,600円
利用期間	月～金 18時まで	3,000円	1,500円
	月～金 19時まで	3,700円	1,500円
8/1～8/25 (8月から利用)	月～土 18時まで	4,500円	1,800円
	月～土 19時まで	5,400円	1,800円
免除制度	あり(下記の「利用料の免除」参照)		なし
支払先	東広島市役所		各いきいき子どもクラブ
納期限	令和8年8月31日(月)		各クラブ指定日
支払方法	8月中旬に納付書を郵送します。 ※過去に入会履歴のある児童で、口座振替を利用されていた場合は、引き続き口座振替でのお支払いとなります。 ※過去の口座を停止されたい方は青少年育成課へお問い合わせください。		各クラブが指定した方法 (各クラブに納付)
注意事項	利用料に未納がある場合には、入会審査を保留させていただくことがありますので、ご了承ください。		
お問合せ先	市役所 青少年育成課 放課後児童係 TEL 082-420-0929		各いきいき子どもクラブ

○利用料の免除

入会申込同様、市民ポータルサイトを通じて電子申請してください。

条件：下記のいずれかに該当する世帯

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 市町村民税所得割非課税世帯

※転入等により課税状況が確認できない方は、最新の課税証明書等の提出が必要です。

- (3) 火災や風水害によるり災世帯(青少年育成課にご相談ください)

※免除決定を受けた場合、利用料が全額免除されます。

※免除決定を受けた場合、申請月の利用料から免除の対象となります。

※おやつ教材費には、免除制度はありません。

5. 夏休み中のクラブ利用について

(1) クラブ開設時間

午前8時から午後7時まで

(2) クラブ休業日

日曜日・祝日・お盆（8月13日（木）から8月15日（土）まで）

※土曜日に開設するクラブは一部のクラブのみです。別紙一覧表でご確認ください。

(3) 入会前の手続き・持参品や服装

各クラブにより異なりますので、説明会の有無等については決定通知をご確認ください。また、夏休み中は毎日お弁当・お茶を持参してください。夏場は特に食中毒のおそれが高いため、傷みにくい食材を使用させていただくとともに、加熱するなど調理方法にも配慮をお願いいたします。

(4) クラブの欠席連絡

市民ポータルサイトを通じて欠席連絡を行ってください。月単位でも登録できます。

(5) 登校日のクラブ利用

通学している小学校区以外のいきいき子どもクラブを利用される場合には、学校登校日には各自の責任でクラブまで移動していただきますようお願いいたします。

(6) その他

夏休み以降も引き続きクラブへの入会を希望する場合には、別途申込が必要です。

（参考）8月入会申込期間：令和8年5月16日（土）から令和8年6月19日（金）まで

9月入会申込期間：令和8年6月20日（土）から令和8年8月14日（金）まで

6. 辞退（利用開始日前にやめる場合）・退会（利用開始日後にやめる場合）

入会申込同様、市民ポータルサイトを通じて電子申請してください。

ただし、入会決定前の申請のキャンセルについては、青少年育成課までご連絡ください。

なお、退会については、8月25日（火）をもって自動的に退会となりますので、退会申請は不要です。

7月21日から8月25日までの利用を7月で退会したい場合のみ、退会申請を行ってください。

※8月になって申請した場合、8月分の利用料が発生します。

7. その他（注意事項等）

- ・利用決定した時間内でのお迎えをお願いします。なお、18時までの利用の方が18時を過ぎてお迎えに来られた場合、その月のみ19時までの料金が発生します。
- ・19時を過ぎるお迎えがあった場合につきましては、東広島市放課後児童健全育成事業条例に基づき、いきいき子どもクラブの利用を取消しさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ・他小学校区のクラブに入会された場合でもプールやグラウンドなどは、クラブの小学校児童と同様にご利用いただくことができます。
- ・ケガの増加や、暑い時期にお子様がつったりと過ごすことができずイライラするなどお子様への精神的負担を考慮し、定員に余裕のあるクラブのみ夏入会の受入れをさせていただいております。

8. よくあるお問い合わせ

○入会に関すること

Q 1. 在職証明書の記入を会社に依頼していますが、申込期限に間に合いそうにありません。

A 1. 全ての書類がそろわない場合でも、締め切りまでに申請してください。申立書「4 その他」に間に合わない旨を記入して添付してください。ただし、その場合は書類の提出が完了してからの審査となりますのでご注意ください。なお、在職証明書等の提出が6月5日（金）17時までに完了しない場合、2次申込扱いとなります。また、2次申込の場合でも、在職証明書等の最終提出期限は6月19日（金）とさせていただきます。これ以降は申請ができなくなりますので、ご注意ください。
在職証明書は、できるだけ早く職場に記入依頼していただきますようお願いいたします。

Q 2. 現在は求職中です。申し込みはできますか？

A 2. 申し込みはできます。申立書「4 その他」に求職中である旨を記入して添付してください。ただし、その場合は在職証明書等の提出が完了してからの審査となりますのでご注意ください。勤務予定の在職証明書でも構いません。なお、在職証明書等の提出期限については、上記のA 1をご確認ください。

Q 3. 雇用期間が6月末までの在職証明書でも申し込みできますか？

A 3. 申し込みはできます。雇用期間が延びた在職証明書を取得でき次第、変更申請により早急に提出してください。

Q 4. 保護者の一方が土曜日も働いています。土曜日利用はできますか？

A 4. できません。18歳から69歳の同一世帯員の方全員が土曜日に勤務等によりお子さんを見ることができない場合にのみ利用できます。

Q 5. 土曜日のみの利用はできますか？

A 5. できません。

Q 6. 通っている小学校以外のクラブに入会した場合、登校日はどうなりますか？

A 6. 夏入会したクラブを利用できますが、各自移動手段を確保していただく必要があります。夏休みの募集については、特例的に行っているため、送迎については、保護者の方の責任でお願いしています。登校日には、各自移動手段を確保していただきますようお願いいたします。
なお、「A小学校」のお子様、夏休みに「B小学校」のクラブを利用される場合、B小学校が登校日でもクラブは午前8時から開設しますので、ご安心ください。

Q 7. こどもたちはどのように帰宅しますか？

A 7. お子さまの安全確保のため、原則「保護者の方のお迎え」をお願いしています。ただし、勤務時間や入院等のご都合により、やむを得ずこどもだけの帰宅を希望する、高学年のきょうだいとの帰宅を希望するなど、ご家庭でお子さまの安全な帰宅方法についてご検討いただき、入会時に「児童帰宅方法カード」で支援員にお知らせください。支援員は保護者様の責任の下、ご希望に沿った送り出し方をさせていただきます。児童のみで帰宅をさせる場合には、保護者が全責任を持っていただき、お子さまが1人で帰宅される可能性があることもご了承の上、お決めください。

○電子申請に関すること

Q 1. 電子申請の方法がわかりません。紙で申請できますか？

A 1. 申し訳ありませんが、電子申請のみでの受付となります。ホームページに詳しい方法を掲載しておりますので、ご参照ください。また、市役所窓口でのご説明も可能です。

Q 2. 申請が完了していないという通知が届きます。

A 2. 書類の提出が完了していない場合、リマインド通知が届きます。18歳から69歳の同一世帯員の方全員の書類の添付が完了しているかご確認ください。なお、申請状況の確認方法はホームページをご確認ください。

Q 3. 申請した内容に誤りがあったので修正したい。

A 3. 申請状態が「審査前」の場合はご自身で修正が可能です。「審査中」の場合は、必要に応じて青少年育成課より修正の依頼を通知いたします。通知に記載している修正事項をご確認のうえ、修正してください。

Q 4. 修正依頼の通知が届いたので修正したい。

A 4. 通知内の URL を押していただくと修正画面に遷移します。通知に書かれた内容を修正してください。在職証明書等の再提出が申込期限に間に合わない場合は、申立書「4 その他」に間に合わない旨を記入したものを添付し、修正を完了してください。ただし、その場合は書類の提出が完了してからの審査となりますのでご注意ください。

Q 5. 申請した内容が確認できません。

A 5. 市民ポータルサイトへ登録したアカウントが2種類存在している可能性があります。登録方法には、メールアドレスでの登録とLINEでの登録があります。両方の方法でログインして内容が確認できない場合は、青少年育成課までお問い合わせください。

Q 6. 変更申請で在職証明書を添付しましたが、申請が完了になりません。

A 6. お手数ですが、システムの都合上、18歳から69歳の同一世帯員の方全員に対して操作が必要です。書類提出が必要ない方についても、書類提出画面内の提出ボタンを押していただく必要があります。その際、当初の添付書類が付いたままになっていますので、新たに添付する必要はありません。